

安全保障戦略研究の発行に関する達を次のように定める。

令和2年5月29日

防衛研究所長 田中 聡

安全保障戦略研究の発行に関する達

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、安全保障戦略研究の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行の目的)

第2条 防衛研究所は、広く我が国における安全保障に関する学術研究の発展及び国民への知識の普及に寄与するとともに、同所における調査研究のレベルのより一層の向上を図ることを目的として、安全保障戦略研究を発行する。

第2章 安全保障戦略研究編集委員会

(安全保障戦略研究編集委員会の設置等)

第3条 防衛研究所に安全保障戦略研究編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、安全保障戦略研究に関し次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 投稿の受付及び編集の実施に関すること。

(2) 投稿及び編集に関する細部規程の審議に関すること。

(編集委員会の構成)

第4条 編集委員会は、編集委員長及び編集委員で構成する。

2 編集委員長は、研究幹事をもつて充てる。

3 編集委員長は会務を総理し、編集委員会を代表する。

4 編集委員長は、防衛研究所に所属する研究者の中から編集委員を指名する。

5 編集委員長は、必要に応じて、防衛研究所に所属する研究者である編集委員の中から編集委員長代理を指名する。

6 編集委員長は、必要に応じて部外の研究者を編集委員として委嘱することができる。

第3章 編集等

(記事)

第5条 安全保障戦略研究は、安全保障に関する論文その他の記事を掲載する。

(発行回数等)

第6条 『安全保障戦略研究』は、各年度2回を基準として発行する。

- 2 前年度の安全保障戦略研究掲載論文の中から編集委員会が選択したものを英訳し、各年度1回を基準として、英語版を発行する。英語名称はSecurity & Strategyとする。
- 3 各年度の発行の回数及び発行の時期は、編集委員長が編集委員会に諮って決定する。
(投稿等)

第7条 安全保障戦略研究は、防衛研究所内外から投稿を受け付ける。

- 2 投稿に関する細部規程は、編集委員長が定める。
(査読)

第8条 投稿された論文その他の記事の採否は、編集委員会が指名する2名以上の査読者による審査を経て、編集委員会が決定する。

- 2 編集委員会は、必要に応じて部外の研究者に査読を依頼することができる。
- 3 査読に関する細部規程は、編集委員長が定める。

第4章 雑則

(研究活動に係る不正行為への対応)

第9条 防衛研究所に勤務する者以外の者が投稿した論文その他の記事であって、安全保障戦略研究に掲載されたものについて、研究活動に係る不正行為（防衛研究所における研究活動に係る不正行為の防止等に関する達（平成26年防衛研究所達第2号。以下「研究不正防止達」という。）第2条（2）に規定する研究活動に係る不正行為をいう。以下同じ。）に関する情報提供があった場合、研究不正防止達に定めるところに準じて調査及び調査結果の公表等を行うものとする。

(委任規定)

第10条 この達の実施に必要な細部は、編集委員長が定める。

附 則

この達は、令和2年5月29日から施行する。